

令和7年第1回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年1月22日（水）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和7年1月22日(水)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 1号 共有者不明農用地等に係る公示について
日程第 3 報告第 2号 事業計画変更承認申請について
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
整備計画の変更について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	欠

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 佐々木 覚朗 係長

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間3分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

本日は新年始まって第1回目の農業委員会総会という事であります。ただいまより開会をさせていただきたいと存じますが、本日の総会に12番 高松委員さんの欠席の申し出が出ております。したがって現在は11名でございます。定数に達しておりますので、ただいまより、令和7年第1回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方へ配付をさせていただいておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。5番 藤原委員、6番 山本委員、両名を指名いたします。よろしく願いをいたします。

日程第2 報告第1号 取消願いについて報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質疑はございませんか？

○光永委員

はい。元々ここは、●●さんという現地の人が持たれていた。かなり広い優良農地だったと思うんですけども、事業計画の変更というのは一体どのようなものなのか？その後の作付け計画等々はどのような計画なのかお聞きしたいと思います。

○田中会長

事務局から。

○事務局

事務局が話を伺ったところ、元々は資材置場で活用しようと転用していたところ、事業規模が縮小したことに伴って、利用見込みがなくなってですね、農地に復元をして施設野菜、ハウスを建てて野菜を栽培したいという申し出がありました。

現地を農地にしっかり復元する事を条件に許可の取り消しを認めますという事で、担当委員の方と現地確認をした結果、3割程度、今復元されておりました。雪が降った関係で作業が停まっているけども、最終的には広く農地に復元しますという事を聞いております。

○田中会長

私も現地調査に同行しましたので、若干の補足をさせていただきます。現地の方は盛土を少しされていました。野菜を作付け予定の土地についてはですね。元々、現地は畑であったことから畑の肥土を移転して、盛ってありました。それを、現在盛土をしている所に、もともとの肥土を戻すという事で、野菜の作付けをするつもりだということによっておりました。現段階では先ほど事務局が言っておりましたように、3割程度が復元されておると。ちょうど大雪が降って、地面がぬかるんで出来ないということでした。天候が回復次第実施をするということで説明を受けました。

その他ございませんか？質疑がないようでございますので、以上で取消願いについての報告を終わります。次へまいります。

日程第3 報告第2号 農地転用(農業用施設)につきましての届け出の報告をいたします。事務局からお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございます。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号1号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは届出の案件について説明をいたします。1月10日、農業委員、農業推進委員、それから事務局で現地を確認しております。

現地につきましては、●●●●●●●●●●というところがあるんですけど、そこから左側陰地側の方へですね、もともと谷だった所なんですけど、そこへ新しく耕地を作って畑に現在なっている所なんですけども。●●の方からは約300mぐらい入ったところにあるんです。現地の方は1枚の畑になっておまして、その一角にこの農業用の倉庫が、鉄管組のコの字型のよう物の上に、簡易な倉庫といえそうですけど、骨組みの上にスレートが貼ってあるような形の物ができておりました。ここにつきましては1枚の田んぼの一角にこういう農業用倉庫が設置されておりました。今後の利用等につきましては、今までは休耕田みたいな形で防草シートが貼ってあったようなんですけど、それを剥ぎながら順次、野菜などを作っていくという事で、ここを活用していきたいとのことです。届出人はこの現地の方に住んでおりませんので、離れた所になりますので、農機具等をここに保管したいと、あるいは作業場として使っていくような形らしいです。そういったことで、農業用倉庫としての利用価値は十分認められますので、この届出につきましては受理しても問題なからうというように見てまいりました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。届出ではありますが、ご質問、ご意見等ございましたら。  
これはすでに設置をしてあるという事ですよ？

○藤原委員

はい。設置をしたので届出をしたという事です。

○田中会長

他にはございませんか？質疑、意見がないようでございますので、以上で農地転用届出についての報告を終わりたいと思います。

次へまいります。日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をおこないます。受付番号1号につきまして、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号1号について報告します。1月10日、推進委員、農業委員、事務局とで現地確認いたしました。申請地は吉田町●●にある、3枚の田です。図面番号1-1をご覧ください。これは●●●の●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●に入っていく道路の、申請地の●●●は、初めの●●●を渡って、●●●●●●●●●●の先にある1枚の田です。もう2枚は、●●●●●●●●●●の方を上がりまして、途中、住宅がありまして、山の方へ上がった所に2枚の田がございます。譲渡人は●●●に居住されており、耕作困難で、妹である譲受人に長年耕作を任せており、この度この申請地を、妹である譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人は申請地を譲り受け、これからも耕作されていかれるので、問題ない事を確認いたしました。なお、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、1号について報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号2号から5号まで、3番 水重委員さんお願いいたします。



なっています。申請地の方はこの場所を少し右へ行って、●●●●●●●●●●と記載されております場所から、約180mあまり行った所がこの申請地、三差路のすぐ隣であります。今後も●●氏が耕作を続けるという事でございますので、特段なる問題は発生しないという事で、報告を終わりたいと思います。

次に受付番号7号につきまして、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号7号について報告します。1月14日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。図面番号1-7をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●を●●●●●●から●●●●●●方面へ、約3km行き、●●●●●●の前を右手方向へ約100m行き、左方向に約400m行った所にある右手の田、3,534㎡です。譲受人の●●●●●●さんは、●●●●●●に住んでおられますが、昨年より●●●●●●地区で27,000㎡の実績があり、農業機械、倉庫等は●●●●●●さんのを借り受けて耕作をされました。また、作業時に寝泊まりする家も探しているそうです。特に問題のない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請の通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号1号から3号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号1号から3号について報告します。1月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

まず1号について報告します。申請地は吉田町●●にある農地です。場所は、●●に向かつて行った所の●●●●の手前の下の方にある、分譲住宅と分譲用地がある所です。図面番号2-1をご覧ください。●●●●●、●●●●を左に入った所にある農地です。●●●●●と書いてある場所が、申請人が所有している土地です。譲受人が所有している●●●●●の住宅用地への進入路が狭いために、この度、進入路の増設のために、この申請地の転用許可を申請するものであります。周辺は住宅などに囲まれているために、周辺農地には支障ない事を確認いたしました。

次に2号です。2号は、申請地は吉田町●●にある農地です。去年、令和6年4月に農振除外で確認された農地です。場所は、吉田町●●●●で、●●●●●●●●の北に位置する農地です。図面番号は2-2です。申請地と書いてある所の上の方にあるところは住宅です。譲渡人は3名で、相続によって取得されました。3名は遠方に居住しており、耕作及び管理が困難なことより、耕作放棄地になっており、この度、土木建設業を営む譲受人が、資材置場として利用するために所有権移転を行うものであります。周辺農地には支障はなく、問題ない事を確認しました。

次に3号について報告します。申請地は吉田町●●にある農地です。場所は、図面番号2-3をご覧ください。申請地の前にある、●●●●と書いてある場所が、●●●●●と、その横にある●●●●がある所の裏手にあるのが、申請地の農地です。譲受人は建設業を営んでおり、この度、●●●●が発注した河川改修工事を請け、河川改修に伴う工事用の資材置場として利用するために、1年間の一時転用の許可申請であります。適当な土地を所有しておらず、工事が終了すれば元の農地に戻るの、周辺農地に影響がないことから、やむを得ないと認められました。1、2、3号についての詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、受付番号4号につきまして、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号4号について報告します。1月14日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。図面番号2-4をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に約1km行き、●●●●●●●●●●を●●方向へ約1km行った所にある、●●●●●

●の川向こうの田、2、207㎡です。この案件は、●●改良工事に伴う現場事務所および資材置場等の一時転用です。隣の農地の境には、剥ぎとられた表土が盛られ、影響のないようにされていることを確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

日程第6 議案第3号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号1号について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。今月の14日に農業委員、推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。場所ですが、3-1をご覧ください。●●●●より、●●●●●に100mぐらい行った所を、右上に上がって、それをずっと●●●を、●●●●を200mぐらい行きますと、今回の申請地がございます。この申請地ですが道路のすぐ上にあり、お隣の庭敷きの横にも関係しております場所でございます。場所は、他の家に迷惑がかからないように木を切っているのですが、切り株がかなり多く残っており、畑に復元する事は不可能であると確認し、また、他の農地に影響ない事も確認しました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。

質疑意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了しまして採決に入ります。議案第3号 非農地証明申請について、申請の通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第3号 非農地証明申請につきましては、受理することに決しました。次へまいります。

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしいですか？質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。ここで説明員が入室されますので暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時10分 再開

○田中会長

説明員が入室されましたので、休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第8 議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 佐々木係長 概要説明)

○田中会長

事務局の説明が終わりました。

これより、担当地区の委員による調査報告を行います。尚、非農地証明申請について審議済みの、位置番号2号、19号については調査報告を省略いたします。

はじめに吉田地区から、位置番号1、それから3から5号につきまして、4番 見坂委員さんお願いをいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。位置番号1、3、4、5号について報告いたします。1月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認しました。

拡大図1をご覧ください。●●●●●●●●の●●●●●●の交差点を●●●●、●●●●へ進んだ所に、●●●●●●●●の道路を上を上った所に申請人の住宅があります。その隣接する土地、申請人の住宅に隣接する農地で、山中にあった墓地を家の近くに移転するための除外申請です。これは相続により畑であることが判明し、現況に合わせるための申請です。墓地以外の所は植林をし、畑として利用は難しく、また農地等には影響もなく、やむを得ないと確認いたしました。

次に3号です。別図の3と4は重複したいと思います。別図の3と4をご覧ください。これはやはり、さっきの1号と同じ、●●●●●●●●の先をそのまま●●●●へ進んで、途中、●●●●へ行くのに、左と右の両方いけるのですが、それを左へ進んだ所をそのまま進んだ所に、またちょっと別れ地があって、それを右の方に行くと、この図の申請地とある右の方に道がありますが、これが●●●●へ行く道です。その下に申請人の申請地があります。この3と4の申請地は、併せて140㎡の一枚の農地です。3の申請地は、申請人が自営業を営んでおり、作業車を駐車すると家族の自家用車を駐車することができないため、駐車場を増設するために申請するものであります。4の申請は現在山の中にある墓地が、土地のずれで墓石が傾いているため、落石や墓石の倒壊の恐れがあるため、申請地に移設するための転用申請であります。また、家族が多く、来客が多いため、来客用の駐車場を設けるための申請です。

次に5号です。別図の5をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●を山の方へ進んだ所にあります。申請人の墓地が山の中にあり、管理が困難になったために、宅地に隣接する農地に墓地を移転し、またそのための進入路を確保するために転用申請をするものです。いずれの案件も他の農地の農業上の利用に支障がないことから、問題ない事を確認しました。1、3、4、5号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に位置番号6号から13号について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

水重です。位置番号の6号から13号について報告いたします。1月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしております。まずは位置図の吉田のところをご覧くださいんですけども、右の中ほどに●●●●がございまして、そこから右方向に蛇行しているのが●●●で、その上にあるのが●●●●●●でございまして。●●●の南に8番、9番。●●●と●●●●●●の間に12号、13号があり、●●●●●●の北に6、7、10、11号がございまして。

最初に6号ですが、詳細地図の6をご覧くださいと思います。●●●●●●の北に500mあまりの所にある田4筆でございまして。申請人は現在、●●●●●●を経営しており、今回、●●●が手狭になり、拡張するための除外申請でございまして。本人所有の土地でありまして、近隣農地等への影響もなく許可は妥当と確認をいたしております。

次に7号ですが、詳細地図の7をご覧くださいと思いますが、申請地は●●●●●●●●●●の西に隣接する田、3, 370㎡のうちの927.95㎡でございまして。現在耕作されていない田でございまして。申請人は譲受人に売却し、譲受人は分譲住宅を3棟建築するために除外申請に至っております。申請人は高齢であり、耕作管理が困難なことにより、やむを得ないものと確認をいたしております。

次に8号、9号について報告します。詳細地図の8および9をご覧くださいと思います。いずれも●●●●●●についての利用目的の異なる除外申請でございまして。まず8号ですが、先々代より農業用倉庫として利用されている土地でございまして。相続により取得しましたが、現況に合わせるための除外申請でございまして。

次に9号ですが、9号は、現在墓地在山の中腹にございまして、高齢になった事により、自宅に隣接した申請地に移設するための除外申請です。8号、9号共に、自宅、また道に隣接しており、周辺農地には支障はなく、何ら問題ない事を確認いたしております。

次に10号、11号です。申請人また申請地は隣接していますので合わせて報告いたします。申請人は現在工場を経営しております。相続により取得しましたが、現在、資材置場また駐車場として利用しており、現況に合わせるための除外申請です。

11号でございまして、10号および自宅に隣接している田、131㎡でございまして。申請地はすでに宅地及び進入路として、長年利用しているものです。これも相続によりまして、農地であることが発覚し、現状に合わせるための除外申請でございまして、周辺農地の利用等には何ら支障がないことを確認いたしました。

次に12、13号について報告いたします。詳細図の12、13をご覧くださいと思います。12号、13号は譲受人が同一であるため、合わせて報告します。申請地は●●●●●より、申請地を利用して200mあまりの進入路を新設して、祖父の住宅に移住するための、進入路を設ける除外申請でございます。13号は●●より12号に至る進入路として利用するものです。12号、13号共、耕作されていない田、畑でございます。工事にあたって、水路の確保にあたるようお願いをしております。これも耕作放棄地の中にありまして、近隣等に及ぼす影響はない事を確認いたしました。以上で6から13号についての報告を終わります。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に八千代地区に入りますが、位置番号14、15号の2件について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。位置番号14、15について報告いたします。まず14の報告から始めます。図面14をご覧ください。1月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。申請地は八千代町●●、●●●●●●の交差点を●●●●へ50mぐらい行った所になります。現在は、田となっておりますが、実質現在は果樹園として使われています。その一部をこの度、墓地として利用する予定です。他の農地に対しての影響はない事を確認いたしました。以上14の報告を終わります。

続いて15の報告をいたします。図面番号15をご覧ください。1月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。申請地は八千代町●●●となり、●●●●●と●●●●●●●●のちょうど中間ぐらいの位置にあたります。現在は、雑種地となり、駐車場と社員のレクリエーションのために利用予定ですが、顛末書が添付されています。他の農地には影響がない事を確認いたしました。以上をもって報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に位置番号16について、5番 藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

5番 藤原です。16番について報告いたします。畑を墓地に転用する除外申請です。場所的には、八千代町●●で、山寄せの方です。●●を通過して、●●との間に位置する所です。周りに対しては、周辺は共同墓地みたいになっていまして、墓地が点在している所です。すでに墓を建立されておりまして、合祀を見ると昭和62年と書いてありましたので、以前から墓地

○田中会長

ありがとうございました。次に向原地区でございますが、位置番号21、22、23、この3件について、6番 山本委員さんをお願いします。

○山本委員

6番 山本です。位置番号21、22、23について報告します。11月14日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認しました。

図面21をご覧ください。場所は●●から●●●●●●を●●●●●●に約500m行き、●●●●●●を●●●●●●に約500m行った所の右側の田、806㎡です。地目は田になっていますが、現状は雑種地で、用水、排水設備もなく、道路の反対側は長い法面になっています。集団農地の端になり、他の農地に影響がない事を確認しました。

続いて22号ですが、図面22をご覧ください。●●●●●●を●●●●●●に約4km行った所の、●●●●●●の裏にある整備田1、118㎡です。この申請は●●●●●●さんが、現在の駐車場に工場を増設するため、駐車場を確保する申請です。●●と●●●●●●の水路に挟まれた圃場であり、他の農地に影響がない事を確認しました。

次に23について報告します。申請地は●●●●●●から●●●●●●を●●●●●●に約3km行き、右手方向に約200m入った所にある、畑3筆287㎡です。申請人の●●さんは現在空き家となっている実家を売却しようとしたところ、先代の時から庭敷き、住宅への進入路および駐車場として使用してきた所が農地であり、申請もされていない事が発覚したため、この度の申請となりました。何年も前から宅地として利用しており、周辺農地への影響はない事を確認しました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で全案件の調査報告を終わります。ここでこれまでの案件への質疑、意見を求めます。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入りたいと思います。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域整備計画の変更について諮問通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更につきましては、諮問通り認定す

ることとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして、本総会に付議をされました案件の審議については全て終了いたしました。
これもちまして令和7年第1回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時35分 閉会